

USPTO、登録商標の監査プログラムを変更

2024年10月30日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、田畠

USPTOは、10月28日付の官報において、登録商標の監査方法を変更する旨を公表した¹。今般の変更は、登録商標の正当性を確保するために、監査内容を強化するものである。

2017年から開始された登録商標の監査プログラム²においては、商標の継続的な使用の証明や、商標の不使用に関する正当な理由の証明のために商標権者が提出する宣誓書または宣言書について、USPTOがそれらの監査に必要な情報を追加的に要求することができるとされている。

これまで、監査対象はUSPTOにより無作為に選択されるのみであったが、今後は、商標の商業的な利用が疑問視される特徴が登録書類や登録更新書類から確認された場合にも監査が行われる。具体的には、登録書類などに電子的な改変が認められた場合や、商取引が行われない見本サイト(specimen farm website)の印刷物が使用証拠として提出された場合などにおいて、商標権者に対して追加の証拠提出が求められる。

USPTOは、今般の監査プログラムの変更について11月27日まで意見を募集しており、その後、USPTOのウェブサイト³で更新情報の掲載を予定している。

なお、商標に関するニュースとして、10月23日のUSPTOのプレスリリース⁴において、商標審査官や商標審判部の職員などにより組織されている労働組合(National Treasury Employees Union (NTEU) Chapter 245)とUSPTOとの間で、団体交渉協定が結ばれた旨も報告されている。

この協定は即時に発効しており、有効期間は5年間とされているが、その後の継続に関する条項も含まれている。団体交渉に関しては、2001年に協定が結ばれた後、20年以上更新されていなかった。

団体交渉協定には、労使間での事前協議や労使間の協力が保証されることなどが定められている。この協定により、USPTOと労働組合との協力関係が強化されることが期待されている。

商標については審査期間の長期化が懸念されていたが、2024年度以降、審査期間が短縮される傾向にある⁵。

(以上)

¹ Changes in Post-Registration Audit Selection for Affidavits or Declarations of Use, Continued Use, or Excusable Nonuse in Trademark Cases

² https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2017/20170327.pdf

³ <https://www.uspto.gov/trademarks/maintain/post-registration-audit-program>

⁴ USPTOの10月23日付プレスリリース

⁵ <https://www.uspto.gov/dashboard/trademarks/>